

令和6年 東京都エコ農産物の残留農薬調査結果（7月）について

東京都産業労働局農林水産部

1 目的

東京都エコ農産物について、生産者の農薬の適正使用を確認するため、残留農薬の調査を実施する。

2 調査期間 令和6年7月24日～令和6年8月5日

3 検査機関 株式会社 日吉（滋賀県近江八幡市）

4 調査結果

13種類の作物（40検体数）について、3,480件調査を行いました。うちブルーベリー1検体からブルーベリーには登録のないイソキサチオンが検出されました。

表 分析件数*と調査結果

農薬数	作物の種類	検体数	分析件数	分析件数 内訳	調査結果			
					作物	農薬名	基準値 (ppm)	残留濃度 (ppm)
				3,479	13品目		基準値未満	
87農薬	13	40	3,480					
				1	ブルーベリー	イソキサチオン	0.01	0.02

*分析件数とは、検体毎に分析を行った農薬成分の数をさす。

5 検出された原因

都は検出後直ちに生産者に対する聞き取り調査を実施し、以下の状況を確認しました（令和6年8月1日及び9日）。

- (1) ブルーベリーの生産履歴にはイソキサチオンを使用した記録がなかった。
- (2) ブルーベリーへの農薬散布と近接した時期に、隣接する場所の庭木にイソキサチオンを使用したとのこと。
- (3) ブルーベリーは目合い1cm以下のネットを2重に被覆してあったが、隣接する場所でイソキサチオンを使用した場合、飛散する可能性があること。
- (4) ブルーベリーと庭木には同一の農薬散布機を使用していたこと。

以上の確認結果から、隣接した農産物へ散布した際のドリフト及び、散布機タンクの洗浄不足が原因として考察されました。

6 生産者への指導

都は、上記のイソキサチオンが検出された生産者に対して、出荷の一時停止及び再検査を要請しました。また、農薬散布時のドリフト等による周辺への配慮や、農薬散布機器の洗浄の徹底、農薬の適正使用についての個別指導を行うことで、再発防止策に取り組んでいます。

問い合わせ先

産業労働局農林水産部食料安全課

生産環境担当 上原、内山

電話 03-5320-4882